発行人 大 分 県

分 県 編集 ㈱明文堂印刷

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

			>	次のとおり農林水	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のと	
		め	道路用地とするため		大分県告示第五百九十一号	돘
			三解除の理由			
			魚つき		指定理由の消滅	
		指定された目的	二 保安林として指定		一解除の理由	\equiv
		尺屋字吉ノ上四四一三番二	大分市大字一尺屋		魚つき	
		る保安林の所在場所	一 解除予定に係る保		保安林として指定された目的	
占	勝	大分県知事 広 瀬			林)	
		十月十三日	平成二十九年十月	(以上九筆国有	三・四四一二番三・四四一二番四・四四一三番八から四四一三番一○まで(以	
		次のとおり保安林の指定を解除する予定である。	次のとおり保安林の	四四〇九番	大分市大字一尺屋字吉ノ上四四○六番二・四四○七番二・四四○八番二・四四○九番	
		三号	大分県告示第五百九十三号		解除予定保安林の所在場所	_
		***************************************	>	貞	大分県知事 広 瀬 勝	
			指定理由の消滅		平成二十九年十月十三日	
			三解除の理由		産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。	座
			魚つき	次のとおり農林水	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のと	
		指定された目的	二 保安林として指定		大分県告示第五百九十号	ᄌ
	盟五ま で	大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一二番二、四四一三番三から四四一三番五まで	大分市大字一尺屋			- [
		る保安林の所在場所	一解除予定に係る保		○告 示	
占	勝	大分県知事 広 瀬				
		十月十三日	平成二十九年十月	····	半成二十九年度砂利採取業務主任者試験の実施	平
		次のとおり保安林の指定を解除する予定である。	次のとおり保安林の		公告	
			大分県告示第五百九十二号	···	都市計画事業の認可	部
)	道路用地とするため	<u></u>		胖
			三解除の理由			I
					月次	
		指定された目的	二 保安林として指定			
		大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番一一(以上一筆国有林)	大分市大字一尺屋	日 (金	十月十三	
Ė	勝	林の所宝易所 - 大分県知事 - 広 - 瀬	一 解余予定呆安林の	岩曜	人 ハ ス	
î	ģ	`	平成二十九年十月		フ ス	
		の指定を解除する予定である旨通知があった。			▶ ▶ ▶ ▼成二十九年	
					_	ı

平成二十九年十月十三日

大分県報 (告示)

大分県告示第五百九十四号

計画事業の事業計画の変更を認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 次のとおり都市

平成二十九年十月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

筆記試験

豊後高田市 施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

_

豊後高田都市計画公園事業

二・二・六号 御玉市民公園

事業施行期間

変更前 平成二十七年七月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

変更後 平成二十七年七月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

四

事業地

1

収用の部分

2 使用の部分

字御玉地内において事業地を変更する。

平成二十七年七月二十一日大分県告示第四百六十六号の事業地のうち豊後高田市御玉

変更なし

○公

告

成二十九年度砂利採取業務主任者試験を実施する。 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、 次のとおり平

平成二十九年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

試験の日時

午前十時から正午まで

大分市大手町二丁目三番十二号

試験科目

平成二十九年十一月十日 金)

大分県市町村会館六階六二会議室

試験の場所

砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含

四 試験の方法

Ŧi. 受験願書の受付期間及び受付時間

平成二十九年十月十六日(月)から同月三十日

1 受付期間 (月) まで (土曜日及び日曜日を除

なお、郵送により受験願書を提出する場合は、 平成二十九年十月三十日 (月) までの

消印のあるものに限り受け付ける

2 受付時間

午前九時から午後五時まで

六 願書提出先

大分市大手町三丁目一番一号 (郵便番号八七○—八五○一)

大分県土木建築部河川課

七 提出書類

1 受験願書(砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和四十三年通商産業省令第八十

2 号) 様式第九) 写真一葉(手札形とし、 (以下「受験願書」という。 出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、

撮

影年月日、 氏名及び年齢を記載したもの)

八 受験手数料

八千円(受験願書に大分県収入証紙を貼り付けること。)

九 受験願書の入手方法

1 受験願書の交付場所

大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/h29-zyarisaisyu-

shiken-zissi.html

+

ること。

その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせ